

不登校児童生徒支援の先行事例紹介

1 フリースクール運営者に対する補助 (千葉市)

(1) 名称 千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金

(2) 概要

千葉市立小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する不登校児童生徒が利用するフリースクール等民間施設が行う学習活動等の充実を図るため、当該民間施設の経費の一部について、民間施設の設置者である事業者に対し補助金を交付する。

(3) 対象施設 (以下の要件全てを満たす場合)

- ① 不登校児童生徒に対する支援を主たる目的としている
- ② 市内に施設又は活動拠点がある
- ③ 営利を目的としない事業者(学校法人を除く。)が運営する施設であり、1年以上の活動実績がある
- ④ 申請年度に、市立学校の児童生徒が入所した実績があり、当該児童生徒が在籍する学校長が通所状況等により出席扱いできると判断している
- ⑤ 「千葉市における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」(令和3年7月1日 千葉市教育委員会策定)に則った支援が行われている
- ⑥ 児童生徒の状況や指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との連携・協力関係が保たれている
- ⑦ 児童生徒に対する個別の学習計画を当該児童生徒の在籍学校と十分に連携しながら作成し、当該在籍校へ月例の状況報告を行う
- ⑧ 学校、教育委員会の視察に適宜応じる
- ⑨ 市立学校に在籍する児童生徒の人数を8で除した数以上の支援者がいること。ただし、特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を受け入れている場合は、市立学校に在籍する児童生徒の人数を6で除した数以上の支援者がいること。

(4) 対象経費及び補助上限額

- ① 教材及び教具の整備に係る経費(児童生徒の指導・支援に使用する教材、教具、インターネットを活用した学習に係る経費等) 上限 142,000円
- ② 体験学習等の実施に直接要する経費(講師謝金(委託料を含む)、当該活動に係る消耗品費、印刷製本費等) 講師謝金 上限 10,000円 / その他 上限 60,000円
- ③ 児童生徒の相談や指導のために必要となる施設の借上料(自宅を兼ねる施設は除く。) 上限 288,000円(月額 24,000円×12月)

2 フリースクール運営者に対する補助（鳥取県）

(1) 名称 鳥取県フリースクール連携推進事業補助金

(2) 概要

フリースクールを運営する事業者に対し必要な経費を助成することにより、児童生徒の学校復帰や社会的自立の促進を図る。

令和4年度当初予算（9,132千円）

(3) 対象施設（以下の要件全てを満たす場合）

- ① 学校法人、NPO法人、企業、団体（地方公共団体を除く。）又は個人
- ② 補助事業の交付決定時において、「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会から「本県で出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている
- ③ 本補助申請日現在で、補助事業者が定める手続きを経て、不登校等児童生徒が通所又は入所している
- ④ 県内に活動の本拠地を有し、補助事業を実施する体制が確保されている
- ⑤ 独立した経理を行っている
- ⑥ 宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを主たる目的としていない
- ⑦ 企業・団体の場合は代表者、役員又は指導従事者が、個人の場合は申請した本人又は指導従事者が以下のいずれにも該当しない
 - ア 交付申請日の属する年の5年前の年の1月1日から申請日までの間に、教育に関して、不正又は著しく不当な行為をした者
 - イ 交付申請日の属する年の3年前の年の1月1日から申請日までの間に、教育職員免許法第10条の規定に基づき教育職員免許状が失効した者又は同法第11条の規定に基づき教育職員免許状を取り上げられた者

(4) 対象経費及び補助上限額

- ① 指導員人件費
- ② カウンセラー謝金
- ③ 活動費（教材・教具の整備、体験学習・実習費）

【経費内容】講師謝金（委託料を含む。）、印刷製本費、燃料費、使用料・賃借料など

1 施設あたりの年間補助上限額 3,000,000円（補助率 1/2）

3 フリースクール利用者に対する補助（鳥取県→鳥取県内で利用者への補助を行う市町村）

(1) 名称 鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金

(2) 概要

県内の義務教育段階にある児童生徒が「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン（平成27年1月6日 鳥取県教育委員会策定）」に準拠し、鳥取県教育委員会により「本県で出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている学校以外の施設（以下「フリースクール」という。）及び教育支援センターに通う場合の経費に対する支援を行い、保護者の負担軽減を図る。

市町村又は市町村教育委員会が通所経費を補助した場合に、市町村等に対して補助金を交付する。

令和4年度予算（3,542千円）

(3) 対象施設

鳥取県教育委員会により「本県で出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている学校以外の施設及び教育支援センター

(4) 補助対象者

- ① 親権者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が257,500円未満
- ② 児童生徒又は親権者が事業実施市町村に住所を有する

(5) 補助対象経費及び金額

市町村等が、児童生徒の通所経費（月々又は定期的に施設に支払うこととされる定額の経費及び交通費等）に対する補助金等として、当該児童生徒の保護者等へ支給した経費。補助率（1/2）

- ① 通所費（上限：6,600円/月）
- ② 交通費・実習費等（上限：小学生 1,500円/月 中学生 3,000円/月）

出典：鳥取県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/65380.htm>

3-1 フリースクール利用者に対する補助（鳥取市→利用者）

(1) 名称 鳥取市フリースクール利用料助成事業補助金

(2) 概要

保護者の負担軽減を目的に、市内の義務教育段階にある児童生徒が、フリースクール又は教育支援センターに通う場合の経費に対する支援を行う。

(3) 補助対象者

- ① 親権者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が 257,500 円未満
- ② 児童生徒及び親権者が鳥取市内に住所を有する
- ③ その他対象経費の補助を別に受けていない

(4) 補助対象経費及び金額

義務教育学校段階にある児童生徒がフリースクール又は教育支援センターに通所するために、保護者等が負担する次に掲げる経費 補助率（10/10）

- ① 通所費（上限：13,200 円/月）
- ② 交通費・実習費（合計した上限：小学生 3,000 円/月 中学生 6,000 円/月）

出典：鳥取市ホームページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1633068962276/index.html>

3-2 フリースクール利用者に対する補助（湯梨浜町→利用者）

(1) 名称 湯梨浜町フリースクール等利用料助成事業補助金

(2) 概要

保護者等の負担軽減を目的に、町内の義務教育段階にある児童生徒が、フリースクール及び鳥取県中部子ども支援センターに通う場合の経費に対する支援を行う。

令和4年度予算（1,156 千円）

(3) 補助対象者

- ① 町内に住所がある
- ② 保護者の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が 257,500 円未満
- ③ 町税及び町公共料金に未納がない

(4) 補助対象経費及び金額

授業料※（上限：20,000 円/月）※入所費、教材費等の実費負担費用は含まない。

出典：湯梨浜町ホームページ <https://www.yurihama.jp/soshiki/19/13032.html>

3-3 フリースクール利用者に対する補助（鳥取県大山町）

(1) 大山町フリースクール利用料補助金

(2) 概要

町内の義務教育段階にある児童生徒がフリースクールに通う場合の経費に対して支援を行い、不登校児童生徒の学びの機会の確保及び保護者の経済的負担の軽減を図る。

(3) 補助対象者

対象経費を同一とする他の補助金等の交付を受けていない者

(4) 対象経費及び補助金額

通所経費（上限：20,000 円/月）※教材費、実習費等の実費負担は補助対象外

出典：大山町ホームページ https://www.daisen.jp/reiki/reiki_honbun/r148RG00001063.html

4 フリースクール利用者に対する補助（佐賀県江北町）

(1) 江北町フリースクール等奨学金

(2) 概要

町内の義務教育段階における児童生徒がフリースクール等に通う場合の経費に対する支援を行い、保護者の負担軽減を図る。

(3) 対象施設

- ① フリースクール（不登校児童生徒を指導する民間施設）
- ② 教育支援センター（学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため設置したもの。単に相談を行うだけの施設は含まない。）

(4) 補助対象者

- ① 当該児童生徒が在籍する小中学校において、フリースクールでの学習活動等により指導要録上の出席扱いを受ける者の保護者
- ② その他対象経費の補助等を受けていない者

(5) 対象経費及び補助金額

- ① フリースクール 入学準備金（20,000 円/1 箇所につき 1 回のみ）
通所経費（上限：40,000 円/月）※学費と交通費を合算した額
- ② 教育支援センター 交通費（上限：20,000 円/月）

出典：江北町ホームページ <https://www.town.kouhoku.saga.jp/kiji0031993/index.html>

5 フリースクール利用者に対する補助（新潟県上越市）

(1) 名称 上越市フリースクール等利用支援補助金

(2) 概要

不登校児童生徒の学校への復帰及び社会的自立を支援するため、フリースクール等を利用する児童生徒の保護者に対し補助金を交付する。

令和4年度当初予算（771千円）

(3) 対象施設（以下の要件全てを満たす場合）

- ① 不登校児童生徒が通学する小学校又は中学校の校長及び教育委員会が協議し、教育委員会が利用を認める
- ② 校長が当該施設において児童又は生徒に対し行われる指導内容を考慮し、学校教育法施行規則に規定する指導要録上不登校児童生徒が通学する小学校又は中学校の出席扱いとすることができる

(4) 補助対象者（以下の要件全てを満たす場合）

- ① 上越市の区域内に住所を有し、小学校に通学する児童又は中学校に通学する生徒
- ② 生活保護法を受けている人の属する世帯
- ③ 児童又は生徒の保護者及び当該保護者と同一世帯に属する人の市町村民税の所得割の課税額の合計額が89,000円未満である世帯

(5) 対象経費及び補助金額（利用者）

① 利用開始時負担経費

ア 入学費	（上限：小学生 75,000 円/回	中学生 100,000 円/回）
イ 入寮費	（上限：小学生 50,000 円/回	中学生 50,000 円/回）

② 毎月負担経費

ア 学習費	（上限：小学生 20,000 円/月	中学生 22,500 円/月）
イ 寮費	（上限：小学生 7,500 円/月	中学生 20,000 円/月）
ウ 食費	（上限：小学生 17,500 円/月	中学生 20,000 円/月）

③ 体験利用費

（上限：小学生 3,000 円/日	中学生 3,000 円/日）
-------------------	----------------

出典：上越市ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kyouikusoumu/free-school-hojokin.html>

6 フリースクール以外も含めた利用者に対する補助（千葉市）

(1) 名称 千葉市学校外教育バウチャー事業

(2) 概要

子どもの貧困対策として、市内の生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の児童に対して、学校外の教育機会の均等を図り、また、非認知能力の向上や生活習慣等の改善を図ることを目的として「学校外教育バウチャー」を提供し、学習塾や習い事等に必要な費用の助成を行う。

(3) 対象施設

- ① 基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲、個性や才能を伸ばすことに寄与する良質な学校外教育サービスを提供する事業者
- ② 次のいずれかを満たす事業者である
 - ア 教室型 特定の事業所に生徒を集め、集団又は個別で指導を行う（学習塾、スポーツ教室等）
 - イ 訪問型 登録または雇用した教師等を派遣し、生徒の自宅等に訪問して指導を行う（家庭教師、出稽古等）
 - ウ 通信型 インターネットや郵便等の通信手段を用いて指導を行う法人（オンライン学習塾等）
- ③ ア及びイは千葉市内に教室または事業所を有し、ウは日本国内に事業所を有している
- ④ 小学生を対象とするサービスを、その内容と価格を明示し、有償で提供している民間事業者
- ⑤ 提供するサービスが、次のいずれかに該当する
 - ・ 集団または個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム
 - ・ 文化活動またはスポーツ活動の訓練、練習、稽古、その他指導を行うプログラムで、小学校学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると千葉市が認めるもの※
 - ・ 自然体験や社会体験等の体験活動で小学校学習指導要領の趣旨に沿うもの
- ⑥ 個人情報の保護について万全を期している
- ⑦ 政治活動または宗教活動を主たる目的としていない

(4) 補助対象者（以下の要件全てを満たす場合）

市内在住の生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学5年生及び6年生の児童
助成人数は各学年 115 人まで

(5) 対象経費及び補助金額

1人あたり最大 12 万円（月額 1 万円相当）

出典：千葉市ホームページ <https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/learningvoucherproject.html>

補助対象	施設への補助				利用者への補助									
	札幌市	茨城県	千葉市	鳥取県	草津市	茨城県	大阪市	鳥取市	湯梨浜町	大山町	江北町	上越市	千葉市	
主な施設要件	・非営利法人 ・2年以上の活動実績 ・複数児童を受け入れている	・県内に所在 ・週3日以上開設 ・出席扱いと認められている通所者がいる ・複数人の指導者を有する	・市内に施設又は活動拠点がある ・営利を目的としない事業者が運営 ・1年以上の活動実績 ・市立学校の児童生徒の入所実績があり、学校長が出席扱いできると判断している	・学校法人、NPO法人、企業、団体又は個人が運営 ・対象施設として鳥取県が通知している施設 ・不登校等児童生徒が通所又は入所している	・民間団体が経営 ・授業時間内に学習支援を提供	-	・学校外教育サービスを継続的に提供している民間事業者 ・集団又は個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム	・対象施設として鳥取県が通知している施設 ・フリースクール ・教育支援センター	・対象施設として鳥取県が通知している施設 ・フリースクール ・鳥取県中部子ども支援センター	・対象施設として鳥取県が通知している施設	・フリースクール(民間施設) ・教育支援センター	・不登校児童生徒が通学する学校の校長及び教育委員会が協議し、教育委員会が利用を認める ・校長が出席扱いとすることができる	・市の登録を受けた事業者が提供するサービス(学習塾、家庭教師、スポーツ活動等)	
主な利用者要件	-	-	-	-	・市内公立校在籍 ・不登校30日以上 ・週1回以上通所 ・補助金重複なし ・市税滞納なし	・県内在住 ・住民税非課税世帯 ・特定の要件を満たす県内外のフリースクールに通所	・所得要件に該当する者 ・生活保護受給者	・親権者の市県民税所得割額の合計額が257,500円未満 ・児童生徒及び親権者が市内に住所あり	・町内に住所あり ・保護者の市県民税所得割額の合算額が257,500円未満 ・町税及び町公共料金に未納がない	・対象経費を同一とする他の補助金等の交付を受けていない	・在籍校で出席扱いを受ける ・その他対象経費の補助を受けていない	・同一世帯の市町村民税所得割額の合計額が89,000円未満	・市内在住 ・生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学5年生及び6年生	
補助上限額	年額 3,200,000円	年額 1,000,000円	年額 500,000円	年額 3,000,000円	月額 40,000円 補助率が変動 生活保護(10/10) 就学援助(3/4) 上記以外(1/2)	月額 15,000円	月額 10,000円	月額 19,200円	月額 20,000円	月額 20,000円	月額 40,000円	(毎月負担経費) 月額 62,500円	月額 10,000円	
主な対象経費	・職員確保 ・カウンセラー配置 ・施設借上料	・常勤職員人件費 ・教材購入費 ・外部講師謝金	・教材整備費 ・体験学習体験料 ・施設借上料	・指導者人件費 ・カウンセラー謝金 ・教材整備費	・保護者が負担した施設の授業料	・授業料等	・学習塾等の学校外教育サービスの利用にかかる経費	・通所費 ・交通費、実習費	・授業料	・通所経費	・通所経費 ・交通費	(毎月負担経費) ・学習費 ・寮費 ・食費	・学習塾や習い事などの費用	
施策を考える際のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・経営主体(NPO法人、企業、個人等) ・受入人数(人数規模で線を引くか) ・所在地(市内のみか、市外も含めるか) ・開設日数(週〇日以上とするか) ・補助対象経費 ・補助上限額 など 				<ul style="list-style-type: none"> ・経営主体(NPO法人、企業、個人等) ・在籍校の所在地(市外の学校に在籍する場合を含めるか) ・保護者及び児童生徒の居住地 ・世帯の所得制限を設けるか ・補助対象経費 ・補助上限額 など 									